

愛知県女性の活躍企業認証要綱

(目的)

第1条 女性の活躍促進に向けて積極的に取組を推進する、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「企業・団体等」という。）を県が認証し、広く公表することで、その取組を促進し、女性の活躍の一層の促進を図る。

(認証対象)

第2条 愛知県内に本社又は事業所を置く企業・団体等を対象とする。

(認証基準)

第3条 女性の活躍促進に積極的に取り組む企業・団体等として県が認証する企業・団体等（以下「女性の活躍認証企業」という。）は、次の事項をすべて満たさなければならない。

- (1) 愛知県の「女性の活躍促進宣言」を提出していること。
- (2) 女性の活躍に向けて、「女性の活躍企業確認シート（新規）」（様式2-1）及び「女性の活躍企業確認シート（更新）」（様式2-2）に掲げる項目のうち、次に掲げる項目数について具体的な取組を実施していること。
 - ア A欄に掲げる項目 2項目
 - イ B欄に掲げる項目 3項目
 - ウ C欄に掲げる項目 2項目
- (3) 労働関係法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、最低賃金法、家内労働法、労働安全衛生法等）を遵守するとともに、法に適合した就業規則等を整備していること。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(申請方法)

第4条 女性の活躍認証企業の申請をしようとする企業・団体等は、次の書類に必要な添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 女性の活躍企業認証申請書（新規）（様式1-1）
- (2) 女性の活躍企業確認シート（新規）（様式2-1）

2 女性の活躍認証企業は、第6条に規定する有効期間が経過した後も引き続き女性の活躍企業として認証を継続するには、有効期限の2か月前までに次の書類に必要な添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 女性の活躍企業認証申請書（更新）（様式1-2）
- (2) 女性の活躍企業確認シート（更新）（様式2-2）

3 知事は、第一項及び第二項の規定によるほか、認証の審査に必要な資料等の提出を求めることができる。

(認証)

第5条 知事は、前条第一項及び第二項により申請のあった企業・団体等について、第3条の基準に基づき審査し、基準を満たす企業・団体等に対しては、申請を受理した日の属する月の翌々月1日付けで認証するものとし、認証書（様式3）を交付するとともに、認証後は速やかに県Webページで公開する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、認証年月日から5年間とする。

(女性の活躍認証企業の愛称)

第7条 女性の活躍認証企業の愛称は、「あいち女性輝きカンパニー」とし、認証ロゴマークの様式は、様式3のとおりとする。

(女性の活躍認証企業の表示等)

第8条 女性の活躍認証企業は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に知事が別に定める表示をすることができる。

(取組状況の確認)

第9条 知事は、必要に応じ、実地調査等により、取組状況の確認を行うことができる。

(変更の届出)

第10条 女性の活躍認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに「女性の活躍認証企業変更届出書」(様式4)を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称(個人の場合は屋号又は代表者氏名)
- (2) 所在地
- (3) その他必要な事項

(女性の活躍認証企業からの辞退)

第11条 女性の活躍認証企業が第3条に定める認証基準を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「女性の活躍企業認証辞退届出書」(様式5)を知事に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 知事は、女性の活躍認証企業が次の行為を行ったとき、又はその事実が明らかになったときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき
- (2) 虚偽又は不正の手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) その他女性の活躍認証企業として適当でないと認めるとき

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けたときは、女性の活躍認証企業は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

4 認証の取消しを受けたときは、特別な事情が認められない限り、取消しから3年経過するまで再申請できないものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、平成30年 8 月31日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

(認証年月日、有効期間の特例)

2 平成31年 3 月31日までに認証した企業・団体が有効期間を経過した後も引き続き認証を継続する場合の継続後の認証年月日の始期は、継続前の有効期限の翌日とし、継続後の有効期間は認証年月日から 5 年を経過する日の属する月の末日までとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月20日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月14日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年12月13日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。但し、この要綱施行の後当分の間は、従前の様式によることができる。